

## 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号 (4月9日)	
開会、閉会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
追加議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
常任委員の選任 .....	5
承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	5
承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	7
承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	8
諸般の報告 .....	10
日程の追加 .....	10
議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の件 .....	10
閉会の宣告 .....	11
署名議員 .....	11

平成26年第3回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 平成26年4月9日  
会期 1日間  
閉会 平成26年4月9日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
4月9日	水	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・常任委員の選任・議案提案説明 承認第1号～第3号質疑、委員会付託省略、即決
		委員会	午前10時40分	議会広報常任委員会
		本会議	午前10時50分	諸般の報告・閉会中の継続調査の件

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



# 平成26年第3回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成26年4月9日

## 1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成26年4月9日 午前10時00分)

閉 会 (平成26年4月9日 午前10時31分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 財 務 課 長 知 念 和 史

副 村 長 山 城 清 臣 住 民 福 祉 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 兼 村 史 編 纂 室 長 島 袋 幸 俊 産 業 振 興 課 長 大 城 武

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		常任委員の選任	
5	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 付託省略
6	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 付託省略
7	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 付託省略

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の件	

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
ただいまから平成26年第3回大宜味村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 安里重和議員及び8番 具志堅朝秀議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎常任委員の選任

- 議長（金城 勇） 日程第4 常任委員の選任を行います。  
お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。  
したがって常任委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。
- 

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) おはようございます。

本日は、平成26年第3回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員おそろいの中で審議できますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

なお、先ほど挨拶もありました今度の臨時会での説明員は、それぞれ新しい部署の課長たちでございます。よろしく願いいたします。

それでは提案いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年4月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長(金城 勇) 財務課長。

(知念和史財務課長 登壇)

○ 財務課長(知念和史) それでは私のほうから補足して説明いたします。

今回、地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

まず第1条に、大宜味村税条例の一部を改正する条例と平成25年12月議会において改正しました附則第20号の未執行分の一部改正を第2条に、大宜味村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例が2つございます。説明資料の新旧対照表で御説明をいたします。

なお、字句の削除、修正、条文の整理等は省略させていただき、主な改正内容について御説明いたします。

説明資料の2ページをお開きください。

まず1番目に、23条から52条、法人税法に関する改正です。外国法人の恒久的施設が定義されたことと、外国税額控除制度が新設されたことに伴う所要の規定の整備でございます。施行期日は、平成28年4月1日からとなります。

説明資料4から5ページをお開きください。

続きまして、82条、軽自動車税の関連でございます。平成27年度以降に、新規に取得される4輪等の新車の税率を自家用車にあつては1.5倍、その他区分の車両に当たっては約1.25倍に引き上げでございます。二輪車等については、平成27年度以降税率を現行の約1.5倍、最低で2,000円に引き上げでございます。施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

説明資料12ページをお開きください。

附則第10条の2は、公害防止法設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置でございます。施行期日は、平成26年4月1日からとなります。

附則第10条の3は、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置でございます。

こちらも施行期日は、平成26年4月1日からとなります。

説明資料13ページをお開きください。

附則第16条は、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する重課、約20%の重課を導入するものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。

申しわけありません。今の説明で「13年」というところは「14年」ということで訂正をお願いします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年4月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 豊） 承認第2号について補足説明をいたします。

地方税法の改正に伴い、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があり、3月31日付で専決処分をしております。そのため地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めるものであります。

この条例の主な改正点は、第2条第3項について、後期高齢者支援金と課税額の限度額が「14万円」から「16万円」へ、4項については、介護納付金課税額の限度額が「12万円」から「14万円」へ改正されます。第23条第1項については、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「14万円」から「16万円」へ、介護納付金課税額の限度額を「12万円」から「14万円」へ改正されます。同条第2号については、「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号については、特定同一世帯所属者1人当たりの加算額が「35万円」から「45万円」へ改正されます。

なお、この条例の施行は、平成26年4月1日からとなっております。

説明資料として、新旧対照表を添付してございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により

これを報告し、承認を求めらる。

平成26年4月9日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

（大城 武産業振興課長 登壇）

○ 産業振興課長（大城 武） それでは承認第3号について説明します。

補正予算第9号について、繰越明許費1,983万7,000円に2万円を増額し、1,985万7,000円の増額補正をしております。

この理由につきましては、農業体質強化基盤促進事業における田嘉里土地改良区、それと田港土地改良区の農道整備事業と、それと田港地区の用水工事であります。3月末に設計書等を精査したところ、設計額で2万円の不足が生じたために、2万円の工事費への増額を行っております。これはちょっと繰越明許費をやるときにちゃんと精算すべきだったところがうまくできなかったところがありますので、今後、このような事態が起こらないように十分注意して業務を執行していきたいと思ひます。

以上です。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 1点だけお伺ひしておきたいんですが、これは2万円の明繰の増ということで、工事請負費だということで説明ありましたが、先ほど釈明もされているんですが、明繰の補正なんていうのはほとんど聞いたことがないんですよ。設計額の集計の問題があったと言うんですが、やっぱり明繰は、繰越明許をやるときには十分精査してやらないと、何のための繰越明許費かということの意味合いが問われてくると思うんですよ。その辺、今後、十分注意してやっていただきたいと希望するわけなんです。いかがでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 大変御迷惑をおかけしております。

提案のときにちょっとおわびかたがたと思ひましたが、こういう事態が起きてしまったことにつきましては重々反省をしながら、今後、こういうことが起こらないようにしっかり精査しようという話をしておりますので、今後はしっかり気をつけていきたいと思ひます。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可

決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

○ 議長(金城 勇) これより議会広報常任委員会の委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

(午前10時19分)

---

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時28分)

---

#### ◎諸般の報告

○ 議長(金城 勇) これから諸般の報告をします。

休憩中に議会広報常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

議会広報常任委員会の委員長に安里重和議員、副委員長に具志堅朝秀議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程の追加

○ 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま議会広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました閉会中の継続調査申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の件として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

---

#### ◎議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の件

○ 議長(金城 勇) 追加日程第1 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

- 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

- 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員